

# 最終保障供給特例承認申請書

(令和3年福島県沖を震源とする地震による災害に係わる電気料金等の特別措置)

2021年2月17日

東北電力ネットワーク株式会社



# 最終保障供給特例承認申請書

東北電NWNWサ企第35号

2021年2月17日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力ネットワーク株式会社

取締役社長 坂本 光弘

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同 上



## 別 紙

### 最終保障供給約款以外の供給条件の内容

2021年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町に災害救助法が適用された。

福島県：福島市，郡山市，白河市，須賀川市，相馬市，南相馬市，伊達市，本宮市，伊達郡桑折町，伊達郡国見町，岩瀬郡鏡石町，大沼郡会津美里町，双葉郡広野町，双葉郡檜葉町，双葉郡富岡町，双葉郡浪江町，相馬郡新地町

このため、当社供給区域内の災害救助法適用市町およびその隣接市町村<sup>※</sup>（2021年2月17日以降、2021年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された電気最終保障供給約款（2020年1月31日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）の適用を受けるお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接市町村は、以下のとおり（2021年2月16日時点）。

宮城県：白石市，刈田郡七ヶ宿町，伊具郡丸森町，亘理郡山元町

山形県：米沢市，東置賜郡高島町

福島県：会津若松市，いわき市，二本松市，田村市，伊達郡川俣町，安達郡大玉村，岩瀬郡天栄村，南会津郡下郷町，耶麻郡猪苗代町，河沼郡会津坂下町，河沼郡柳津町，大沼郡昭和村，西白河郡西郷村，西白河郡泉崎村，西白河郡中島村，西白河郡矢吹町，東白川郡棚倉町，石川郡石川町，石川郡玉川村，石川郡平田村，石川郡浅川町，田村郡三春町，田村郡小野町，双葉郡川内村，双葉郡大熊町，双葉郡双葉町，双葉郡葛尾村，相馬郡飯舘村

- 1 被災されたお客さまの2021年1月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）、2月、3月および4月調定分の電気料金の支払期日（検針日の翌日か

- ら 30 日目) を各々 1 か月間延長する。
- 2 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から 6 か月間に限り、電気料金を免除する。
  - 3 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2021年8月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
    - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
    - (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。
  - 4 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、契約期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2021年8月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。
  - 5 被災されたお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合には、2021年8月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。
  - 6 被災されたお客さまの需要場所において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更申込みを行なった場合で、その申込みが2021年8月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
  - 7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

以 上

## 別 添

### 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

2021年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震により、当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、当社供給区域内の次の市町に災害救助法が適用されました。

福島県：福島市，郡山市，白河市，須賀川市，相馬市，南相馬市，伊達市，本宮市，伊達郡桑折町，伊達郡国見町，岩瀬郡鏡石町，大沼郡会津美里町，双葉郡広野町，双葉郡檜葉町，双葉郡富岡町，双葉郡浪江町，相馬郡新地町

このような状況を踏まえ、被災されたお客さまの負担の軽減等を目的とし、当社供給区域内の災害救助法適用市町およびその隣接市町村（2021年2月17日以降、2021年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された最終保障供給約款の適用を受けるお客さまに対し、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき、最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

以 上